

情個審第1625号
平成29年5月16日

山中 理司様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第111条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：平成29年（行情）濟問第163号

事 件 名：訴訟事務心得集の一部開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

平成29年6月6日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第133条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、濟問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、濟問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省 情報公開・個人情報保護審査会
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎4階
TEL 03-5501-1723
FAX 03-3502-7350

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

平成 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諒問
庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定によ
る送付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)



理由説明書

法務省

第1 意見の趣旨

審査請求に係る本件一部開示決定は、正当である。

第2 意見の理由

1 審査請求に係る経緯及びその趣旨について

(1) 本件開示請求の内容について

本件開示請求は、審査請求人である開示請求者から平成29年3月2日付け行政文書開示請求書において、請求する行政文書の名称等を「訟務事務心得集（最新版）」とする開示請求が行われ、訟務事務心得集の最新版は、「平成22年9月改訂」版であることから、「訟務事務心得集（平成22年9月改訂）」（以下「対象文書」という。）と特定したものである。

(2) 本件一部開示決定の経緯について

本件開示請求に対し、平成29年3月22日に、対象文書の一部を不開示とする決定（以下「本件一部開示決定」という。）をした。

(3) 審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求の理由として、「本件対象文書の不開示部分が本当に不開示情報に該当するかどうかを改めて確かめてもらうために審査請求をする。」旨主張している。

しかしながら、以下に述べるとおり、本件一部開示決定において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）が法第5条第5号、同条第6号柱書き及び同号口に該当することは明らかであるから、本件一部開示決定は正当である。

2 本件不開示部分が法第5条第5号、同条第6号柱書き及び同号口に該当すること

(1) 対象文書について

対象文書は、各法務局の訟務部又は各地方法務局の訟務部門に勤務する訟務官・事務官による訟務事務の適正かつ効率的な処理に資するため、各種手引き等から、訟務官等に必携のツール、必要なツールを抜粋するとともに、手引き等に記載されていない先輩訟務官からの注意事項も記載したものである。

(2) 本件不開示部分が法第5条第5号、同条第6号柱書き及び同号口に該当すること

と

ア 本件不開示部分について

本件不開示部分には、訟務官・事務官向けに、国等を当事者とする訴訟における訴訟対応上の留意事項及び具体的な着眼点、対応策等、訟務事務全般にわたる具体的なノウハウが記載されており、大きく分けると、以下の①ないし③がそれぞれ具体的に記載されている（平成27年度（行情）答申第826号参照）。

- ① 訟讼処理方針や訟務部局の見解、訴訟処理上の留意事項等
- ② 訟務部局の見解、事件の重要性の区別に関する事項等
- ③ 仮執行免脱宣言が付された場合の免脱手続に関する対応方法や留意事項等

これらの情報は、いわゆる手の内情報であって、一般に公にされることが予定されていないものである。

イ 法第5条第5号に該当することについて

本件不開示部分には、訟務部局が、訟務部局内部あるいは行政庁等（裁判所を含む。）との間で検討や協議を行うに当たっての留意事項等が記載されている。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、訟務部局内部あるいは行政庁と訟務部局との協議において、当該部分がどのように斟酌されたかが取り沙汰され、その結果、国等の訴訟対応方針等について一方的な評価や誤った推測、誤解を招きかねず、それによって、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、このような一方的な評価や誤った推測、誤解が招かれることをおもんばかり、行政庁と訟務部局における協議検討での自由かつ率直な協議の妨げとなり、意思決定の中立性が不当に損なわれ、今後の訴訟遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあるほか、特定の者に不当に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある。

また、本件不開示部分には、国等を当事者とする訴訟における訴訟対応上の留意事項及び具体的な着眼点や対応策など訴訟対応の方法や方針に関する内部情報が記載されている。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、本件不開示部分がどのように斟酌されて本件対象文書が作成されたか、また、実際の訴訟等において、各訟務官・事務官が本件不開示部分をどのように斟酌して対応したのかが取り沙汰され、その結果、国等の訴訟対応について一方的な評価や誤った推認、誤解

を招きかねず、それによって、不當に國民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

以上のとおり、本件不開示部分は、國の機關の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ、不當に國民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不當に利益若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため、法5条5号に該当する。

ウ 法第5条第6号柱書きに該当することについて

本件不開示部分には、訟務部局内の指導状況や意思決定過程に関する情報など訟務事務処理に関する内部情報が記載されている。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、①国等が訴訟を遂行するに当たっての体制や訟務部局の着眼点等、②訟務実務における考え方等、③仮執行免脱宣言が付された場合の免脱手続に当たっての國の対応方針等が明らかとなり、國の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不當に害するおそれがあるほか、訟務部局における内部の指導状況や訴訟における國の対応方針の決定過程などが明らかとなり、今後の訟務部局内部の組織運営や國の争訟に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件不開示部分は、これを公にした場合、國の争訟に係る事務に関し、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条6号柱書きに該当する。

エ 法第5条第6号口に該当することについて

訴訟は対立当事者それぞれの判断による主張立証を予定しており、訴訟対応のために用いられる手の内情報を公にすることは予定されていないところ、前記のとおり、本件不開示部分は、国等の訴訟対応方法等に係る手の内情報であり、これを公にした結果、これが訴訟の相手方に伝わることとなれば、国等の当事者としての地位が害されることは明らかである。

本件不開示部分には、訴訟への対応をどのような観点で行うのが訴訟の遂行上効果的かという情報が記載されているのであり、これらは、民事訴訟法及び民事訴訟規則の規定や民事訴訟の一般的な手続から容易に推認できるものではない。

本件不開示部分中、組織内部の体制に関する部分については、これらを公にすることは、国の応訴体制を明らかにすることにはかならず、これにより、一方当事者である国が具体的な訴訟に対処するための組織内部の体制に関する手の内情報が明らかになり、国等の当事者としての地位が害される。

仮に本件不開示部分が公にされることとなれば、①国等が訴訟を遂行するに当たっての体制や訟務部局の着眼点等、②訟務実務における考え方等、③仮執行免脱宣言が付された場合の免脱手続に当たっての国の対応方針等が明らかとなり、国の争訟に係る事務に関し、国等の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるほか、そこに記載された文言のみによって、あたかもそれが国等の確立した訴訟対応方法等であるかのように理解されたり、あるいは、これによって国等の訴訟対応方法等が誤って推認されるなどして、国等の訴訟対応方法等についての一方的な評価を招き、個々の具体的紛争等に対する国等の適切な対応を困難にさせるおそれもある。

以上のとおり、本件不開示部分は、争訟に係る事務に関する情報であって、これを公にすることにより、訟務実務における考え方等が明らかとなり、国の当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、法5条6号口に該当する。

第3 結語

以上のとおりであるから、本件不開示部分は法第5条第5号、同条第6号柱書き及び同号口に該当するので、本件一部開示決定は正当である。